

「住宅セーフティネット制度」の拡充について ～横浜市居住支援協議会による相談窓口の開設～

建築・都市整備・道路委員会
令和元年9月11日
建 築 局

1 要旨

本市では、高齢者・障害者等の住宅の確保に配慮が必要な「住宅確保要配慮者」（要配慮者）の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）について、その供給促進を目的とする「住宅セーフティネット制度」を推進しています。

この制度は3つの仕組みで構成されていますが、要配慮者への居住支援の拡充を図るため、横浜市居住支援協議会による相談窓口を、令和元年8月26日に開設しました。

これにより、3つの仕組みをより効果的に推進し、重層的な住宅セーフティネットを構築していきます。

3つの仕組み

- 1 「セーフティネット住宅」の登録制度
- 2 入居者への経済的支援
- 3 住宅確保要配慮者への居住支援 相談窓口開設

2 相談窓口の概要

(1) 場所等

ア 場 所：神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル4階（横浜市住宅供給公社 本社内）

イ 受付時間：10時～17時（土日・祝日・年末年始を除く）

ウ 受付方法：電話、FAX、窓口

(2) 相談窓口の対象者及び対応内容

		相談窓口での対応内容		
		セーフティネット住宅や 公的賃貸住宅等の 「住宅の紹介」	区役所や福祉支援機関等の 「福祉相談窓口の紹介」	見守りサービスや 家賃債務保証サービス等の 「居住支援サービスの紹介」
相談窓口の対象者	要配慮者	○	○	○
	オーナー 不動産事業者		○	○
	福祉支援機関 区役所	○		

【参考】横浜市居住支援協議会 構成団体

区分	会員
宅地建物取引業者 (7団体)	(公社)神奈川県宅地建物取引業協会(6支部) (横浜中央支部、東部支部、西部支部、南部支部、北支部、鶴見支部) (公社)全日本不動産協会 横浜支部
居住支援団体 (4団体)	(社福)横浜市社会福祉協議会、NPO 法人かながわ外国人すまいサポートセンター 横浜市住宅供給公社、(一財)高齢者住宅財団
民間団体 (7団体)	保証会社：(日本セーフティー株)、アーク株、エルズサポート株) 警備会社：(総合警備保障株)、セコム株) ホームネット株、株齋藤岳郎社(アオバ住宅社)
横浜市関係局	5局11課(建築局、国際局、市民局、こども青少年局、健康福祉局)

3 住宅セーフティネット制度の展開

- (1) 「セーフティネット住宅」の登録制度の開始（平成29年10月）
賃貸住宅のオーナーが「セーフティネット住宅」として横浜市に登録し、その情報を国や市のホームページなどを通して、要配慮者へ広く提供しています。
- (2) 「家賃補助付きセーフティネット住宅制度」の開始（平成30年9月）
オーナー等への家賃や家賃債務保証料の減額補助を行う「家賃補助付きセーフティネット住宅」を供給し、入居者の負担の軽減を図っています。
- (3) 「横浜市居住支援協議会」の設立（平成30年10月）
宅地建物取引業者、居住支援団体、民間団体及び横浜市関係課で構成する「横浜市居住支援協議会」により、要配慮者の賃貸住宅への入居の促進と居住支援に関する協議を進めています。
- (4) 協議会による「相談窓口」の開設（令和元年8月26日）
相談窓口の開設により以下の効果が期待できます。
ア 情報提供のチャンネルの増加による入居促進
相談窓口の開設により、「セーフティネット住宅」の情報提供の機会が増えることで、要配慮者の入居の促進に繋がります。
イ オーナー・不動産事業者への情報提供による入居促進
オーナーや不動産事業者に向け、福祉相談窓口や福祉支援機関を案内することで、要配慮者の入居への不安を軽減し、入居の促進・継続に繋がります。
ウ 「セーフティネット住宅」の登録促進
相談窓口における様々な情報提供により、「セーフティネット住宅」への入居実績が増えることで、オーナーによる新たな登録の増加が期待できます。
- (5) 協議会による「ガイドブック」の作成（令和2年3月予定）
要配慮者の受け入れに対するオーナーの不安を軽減するため、協議会において、行政や関係団体等による支援の情報などを整理する「ガイドブック」の作成を進めています。

【図】住宅セーフティネット制度の展開イメージ

